

貸借対照表

2025年 3月31日 現在

西武アグリ株式会社 (単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	13,482	流 動 負 債	115,856
現 金 預 金	2,831	短 期 借 入 金	110,000
未 収 入 金	6,084	未 払 金	5,645
貯 蔵 品	4,304	未 払 法 人 税 等	180
前 払 費 用	220	預 り 金	30
その他流動資産	42		
		負 債 合 計	115,856
固 定 資 産	32,252		
有形固定資産	32,252	(純資産の部)	
建 物	3,539	資 本 金	21,000
構 築 物	5,501	利 益 剰 余 金	△91,121
生 物	6,875	繰越利益剰余金	△91,121
工具・器具・備品	1,005		
土 地	15,330	純 資 産 合 計	△70,121
資 産 合 計	45,734	負 債・純資産 合 計	45,734

個別注記表

西武アグリ株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

(2)収益及び費用の計上基準

当社は主に農作物の販売から収益を獲得しております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(3)法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

事業年度末日における発行済株式の数	普通株式	100株
	優先株式	2,000株